

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けてお困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

6月1日一部改訂

新型コロナウイルス感染症対策融資

	一般貸付	伴走支援型貸付
融資対象者	<p>原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(3) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）</p>	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者又は中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。</p> <p>(1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）</p> <p>(2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）（注1）</p> <p>(3) 信用保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）（注2）</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>注2：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023 中庁第1号）を適用しないものとする。</p>
融資限度額等	<p>運転・設備・借換資金 <u>4,000万円</u>（借換の可否は別紙一覧のとおり）</p> <p>※一般貸付、伴走支援型貸付の併用も可能です。</p>	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	<p>1.2%以内（保証付き責任共有制度対象外）</p> <p>1.4%以内（保証付き責任共有制度対象）</p>	
取扱期間	令和4年3月31日までに融資実行されたものとする。	

信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	保証協会の保証（伴走支援型特別保証）を付するものとする。
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	一般貸付	融資対象(1)の場合：営業状況調書（別記様式10-3）
		融資対象(2)の場合：営業状況調書（別記様式10-4）
		セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合：市町村長の認定書 ※認定書を提出する場合は、営業状況調書の提出を省略できるものとする。
伴走支援型貸付	信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書	
	経営行動計画書（保証協会所定様式）	
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

利子補給

内 容	当初1年分の利子を補給します。（延滞利子を除く。）
対 象 者	新型コロナウイルス感染症対策融資を利用した中小企業者（令和3年6月1日以降に保証承諾を受けたものに限る。）
利子補給の流れ	※利子補給方式については、取扱金融機関に御確認ください。
	【リアルタイム方式】 中小企業者（利用者）は、当初1年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。
	【キャッシュバック方式】 ①融資申込時に金融機関へ委任状兼振替承諾書を提出 ②通常どおり（元金＋）利子を返済 ③中小企業者（利用者）の指定した口座に利子を振込（年2回予定）

お問合せ

<県制度融資について>

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

<利子補給について>

- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181